

浜松市土木工事関連業務委託共通仕様書 第7回改定 新旧対照表

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
4-2-1	<p style="text-align: center;"><b>第2編 河川編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 河川環境調査</b></p> <p><b>第1節 河川環境調査の種類</b></p> <p><b>第2101条 河川環境調査の種類</b> 河川環境調査の種類は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 環境影響評価 (2) 河川水辺環境調査</p> <p><b>第2節 環境影響評価</b> 本調査は「堰、湖沼水位調節施設、放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」((国土交通省令第2号、15号・平成22年4月1日)以下、「技術指針省令」という。)に準拠して実施するものとする。</p> <p><b>第2102条 環境影響評価の区分</b> 環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。</p> <p>(1) 方法書(案)の作成 (2) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 (3) 調査 (4) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 (5) 準備書(案)の作成 (6) 評価書(案)の作成 (7) 評価書の補正等 (追加)</p> <p><b>第2103条 (追加)</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第2編 河川編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 河川環境調査</b></p> <p><b>第1節 河川環境調査の種類</b></p> <p><b>第2101条 河川環境調査の種類</b> 河川環境調査の種類は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 環境影響評価 (2) 河川水辺環境調査</p> <p><b>第2節 環境影響評価</b> 本調査は「堰、湖沼水位調節施設、放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」((国土交通省令第4号、43号・平成27年6月1日)以下、「技術指針省令」という。)及び浜松市環境影響評価条例(平成28年3月24日浜松市条例第48号)に準拠して実施するものとする。</p> <p><b>第2102条 環境影響評価の区分</b> 環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。</p> <p>(1) 計画段階配慮書(案)の作成 (2) 方法書(案)の作成 (3) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 (4) 調査 (5) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 (6) 準備書(案)の作成 (7) 評価書(案)の作成 (8) 評価書の補正等</p> <p><b>第2103条 計画段階配慮書(案)の作成</b></p> <p>1. 業務目的 本業務は、計画段階配慮書(以下この節において「配慮書」という。)に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる主務大臣への送付等に資する配慮書(案)、要約書(案)を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1104条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p>

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
4-2-1	<p><b>第2103条 方法書（案）の作成</b></p> <p>1. 業務目的 本業務は、技術指針省令第2条に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される方法書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備～(3) 現地踏査 （省略）</p>	<p>(2) 対象事業内容（事業特性）の把握 受注者は、技術指針省令第4条第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下この節において「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。</p> <p>(3) 現地踏査 受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。</p> <p>(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握 受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第4条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この節において「地域特性」という）を把握するものとする。</p> <p>(5) 計画段階配慮事項の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第5条に従い、当該事業の計画段階配慮事項の選定を行うものとする。</p> <p>(6) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の計画段階配慮事項について、技術指針省令第6～10条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。</p> <p>(7) 配慮書（案）の作成 受注者は、前(2)～(6)を基に、配慮書（案）を作成するものとする。また、配慮書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。</p> <p>(8) 位置等に関する複数案の設定 受注者は、技術指針省令第3条に規定された主旨に従い、当該事業が実施されるべき区域の位置または規模に関する複数の案を適切に設定するものとする。</p> <p>(9) 照査 受注者は、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(10) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p><b>第2104条 方法書（案）の作成</b></p> <p>1. 業務目的 本業務は、技術指針省令第17条に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される方法書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備～(3) 現地踏査 （省略）</p>

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
4-2-2	<p>(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握 受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第5条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じ、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下、「地域特性」という）を把握するものとする。</p> <p>(5) 環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第6条に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。</p> <p>(6) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第7～12条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。</p> <p>(7) 方法書（案）の作成 受注者は、前(2)～(6)を基に、技術指針省令第2条に掲げる事項の区分に従い、方法書（案）を作成するものとする。また、方法書（案）を要約した概要版を作成するものとする。</p> <p>(8) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定 受注者は、技術指針省令第3条に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(9) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて作成するものとする。</p> <p><b>第2104条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</b></p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令第5条に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1104条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 事業特性の把握 受注者は、技術指針省令第5条第1項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p>	<p>(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握 受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第20条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じ、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下、「地域特性」という）を把握するものとする。</p> <p>(5) 環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第21条に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。</p> <p>(6) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第22～27条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。</p> <p>(7) 方法書（案）の作成 受注者は、前(2)～(6)を基に、技術指針省令第2条に掲げる事項の区分に従い、方法書（案）を作成するものとする。また、方法書（案）を要約した概要版を作成するものとする。</p> <p>(8) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定 受注者は、技術指針省令第18条に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。</p> <p>(9) 照査 受注者は、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(10) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて作成するものとする。</p> <p><b>第2105条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</b></p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令第20条に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1104条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする</p> <p>(2) 事業特性の把握 受注者は、技術指針省令第20条第1項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p>

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
4-2-3	<p>(3) 地域特性の把握 受注者は、技術指針省令第5条第1項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(4) 環境影響評価項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第6条に従い、必要に応じ当該事業の環境影響評価の標準項目の削除又は追加を行うものとする。</p> <p>(5) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第7～12条に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。 なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p><b>第2105条 調査</b></p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第9条に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備～(3) 調査結果の解析 (省略)</p> <p>(追加)</p> <p>(4) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>(3) 地域特性の把握 受注者は、技術指針省令第20条第1項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(4) 環境影響評価項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第21条に従い、必要に応じ当該事業の環境影響評価の標準項目の削除又は追加を行うものとする。</p> <p>(5) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第22～27条に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。</p> <p>(6) 照査 受注者は、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p><b>第2106条 調査</b></p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第24条に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備～(3) 調査結果の解析 (省略)</p> <p>(4) 照査 受注者は、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>
4-2-4	<p><b>第2106条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討</b></p> <p>1. 業務目的 本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第10条、11条に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令第13条に基づき、必要に応じて行う環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1104条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 予測</p> <p>1) 受注者は、技術指針省令第10条の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、</p>	<p><b>第2107条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討</b></p> <p>1. 業務目的 本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第25条、26条に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令第28条に基づき、必要に応じて行う環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1104条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 予測</p> <p>1) 受注者は、技術指針省令第25条の主旨に従い、当該事業の方法書に記載</p>

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
4-2-5	<p>予測対象時期等を具体的に明記した予測の計画を作成するものとする。</p> <p>2) 受注者は、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。</p> <p>(3) 環境保全措置の検討 受注者は、技術指針省令第<b>第十四</b>条～第<b>第十六</b>条の主旨に従い必要に応じ適切に環境保全措置の検討を行うものとする。</p> <p>(4) 事後調査の検討 受注者は、技術指針省令第<b>第十七</b>条の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及び手法について適切に検討を行うものとする。</p> <p>(5) 評価 受注者は、技術指針省令第<b>第十一</b>条の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果について適切に評価するものとする。</p> <p>(6) 総合評価 受注者は、技術指針省令第<b>第十八</b>条第6項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の(2)～(5)をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p><b>第2107条 準備書(案)の作成</b></p> <p>1. 業務目的 本業務は、技術指針省令第<b>第十八</b>条に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書(案)、要約書(案)を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1104条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 準備書(案)の作成 受注者は、技術指針省令第<b>第十八</b>条の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書(案)を作成するものとする。</p> <p>(3) 要約書(案)の作成～</p> <p>(4) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定 (省略)</p> <p>(追加)</p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象時期等を具体的に明記した予測の計画を作成するものとする。</p> <p>2) 受注者は、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。</p> <p>(3) 環境保全措置の検討 受注者は、技術指針省令第<b>二十九</b>条～第<b>三十一</b>条の主旨に従い必要に応じ適切に環境保全措置の検討を行うものとする。</p> <p>(4) 事後調査の検討 受注者は、技術指針省令第<b>三十二</b>条の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及び手法について適切に検討を行うものとする。</p> <p>(5) 評価 受注者は、技術指針省令第<b>二十六</b>条の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果について適切に評価するものとする。</p> <p>(6) 総合評価 受注者は、技術指針省令第<b>三十三</b>条第6項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の(2)～(5)をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。</p> <p><b>(7) 照査</b> 受注者は、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><b>(8) 報告書作成</b> 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p><b>第2108条 準備書(案)の作成</b></p> <p>1. 業務目的 本業務は、技術指針省令第<b>三十三</b>条に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書(案)、要約書(案)を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1104条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 準備書(案)の作成 受注者は、技術指針省令第<b>三十三</b>条の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書(案)を作成するものとする。</p> <p>(3) 要約書(案)の作成～</p> <p>(4) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定 (省略)</p> <p><b>(5) 照査</b> 受注者は、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><b>(6) 報告書作成</b> 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じ</p>

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
4-2-5	<p><b>第2108条 評価書（案）の作成</b></p> <p>1. 業務目的 本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令第<b>十九</b>条に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備～(3) 要約書（案）の作成（省略） <b>(追加)</b> (4) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>て報告書を作成するものとする。</p> <p><b>第2109条 評価書（案）の作成</b></p> <p>1. 業務目的 本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令第<b>三十四</b>条に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備～(3) 要約書（案）の作成（省略） <b>(4) 照査</b> 受注者は、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 <b>(5) 報告書作成</b> 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>
4-2-6	<p><b>第2109条 評価書の補正等</b></p> <p>1. 業務目的 本業務は、評価書を補正する必要がある場合には、その検討を行ったうえで評価書、要約書について所要の補正をし、法手続きに必要とされる免許等を行う者等への送付、公告及び縦覧に供される評価書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備～(3) 要約書の修正等（省略） <b>(追加)</b> (4) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p><b>第2110条 評価書の補正等</b></p> <p>1. 業務目的 本業務は、評価書を補正する必要がある場合には、その検討を行ったうえで評価書、要約書について所要の補正をし、法手続きに必要とされる免許等を行う者等への送付、公告及び縦覧に供される評価書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備～(3) 要約書の修正等（省略） <b>(4) 照査</b> 受注者は、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 <b>(5) 報告書作成</b> 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>
	<p><b>第3節 河川水辺環境調査</b></p> <p>本調査は、河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル及び河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）に準拠して、実施するものとする。</p> <p><b>第2110条 河川水辺環境調査の区分</b></p> <p>河川水辺環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>(1) <b>生物調査</b></p> <p>1) 魚介類調査 2) 底生動物調査 3) 植物調査 4) 鳥類調査 5) 両生類・爬虫類・哺乳類調査 6) 陸上昆虫類等調査</p> <p>(2) <b>河川調査</b> (3) 河川空間利用実態調査 (4) 河川水辺総括資料作成調査 (以下、省略)</p>	<p><b>第3節 河川水辺環境調査</b></p> <p>本調査は、河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【<b>河川版</b>】及び河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）に準拠して、実施するものとする。</p> <p><b>第2111条 河川水辺環境調査の区分</b></p> <p>河川水辺環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>(1) <b>基本調査</b></p> <p>1) 魚類調査 2) 底生動物調査 3) 植物調査 4) 鳥類調査 5) 両生類・爬虫類・哺乳類調査 6) 陸上昆虫類等調査 <b>7) 河川環境基図作成調査</b></p> <p>(2) 河川空間利用実態調査 (3) 河川水辺総括資料作成調査 (以下、省略)</p>

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
4-2-7	<p><b>第 2112 条 底生動物調査</b></p> <p>1. 業務目的 本調査は、河川の水域における底生動物の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1104 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。 なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 2111 条魚介類調査に準ずるものとする。</p> <p>(5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。また、定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行い、<b>原則として調査回数毎に 1 種類 1 個体以上ずつ</b>標本を作製するものとする。</p> <p>(6) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果のとりまとめについて、第 2111 条魚介類調査第 2 項(5) に準ずるものとする。 <b>(追加)</b></p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 (以下、省略)</p>	<p><b>第 2113 条 底生動物調査</b></p> <p>1. 業務目的 本調査は、河川の水域における底生動物の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1104 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。 なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 2112 条魚類調査に準ずるものとする。</p> <p>(5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。また、定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行い、<b>「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】(国土交通省)」に基づき</b>標本を作製するものとする。</p> <p>(6) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果のとりまとめについて、第 2112 条魚類調査第 2 項(5) に準ずるものとする。</p> <p><b>(7) 照査</b> 受注者は、<b>第 1103 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</b></p> <p><b>(8) 報告書作成</b> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 (以下、省略)</p>
4-2-9	<p><b>第 2116 条 陸上昆虫类等調査</b></p> <p>1. 業務目的 本調査は河川内における陸上昆虫类等の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1104 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。 なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 2111 条魚介類調査に準ずるものとする。</p> <p>(5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫类等を室内に持ち帰り、調査地区毎に同定及び計数を行い、<b>全種類について</b>標本を作製し保管するものとする。</p> <p>(6) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果のとりまとめについて、第 2111 条魚介類調査第 2 項 (5) に準ずるものとする。 <b>(追加)</b></p> <p>(7) 報告書作成</p>	<p><b>第 2117 条 陸上昆虫类等調査</b></p> <p>1. 業務目的 本調査は河川内における陸上昆虫类等の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1104 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。 なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 2112 条魚類調査に準ずるものとする。</p> <p>(5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫类等を室内に持ち帰り、調査地区毎に同定及び計数を行い、<b>「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】(国土交通省)」に基づき</b>標本を作製し保管するものとする。</p> <p>(6) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果のとりまとめについて、第 2112 条魚類調査第 2 項(5) に準ずるものとする。</p> <p><b>(7) 照査</b></p>

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)																								
4-2-10	<p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p><b>第 2117 条 河川調査</b></p> <p>1. 業務目的 河道の瀬と淵の状況、水際部の状況、河川横断施設の状況等の河川環境からみた河川状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備～(3) 現地調査 (省略) (4) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、河川調査総括図を作成するものとする。 (5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 (以下、省略)</p>	<p>受注者は、第 1103 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p><b>第 2118 条 河川環境基図作成調査</b></p> <p>1. 業務目的 河川内における植生の状況、河道の瀬と淵の状況、水際部の状況、河川横断施設の状況等の河川環境からみた河川状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備～(3) 現地調査 (省略) (4) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、河川環境基図を作成するものとする。 (5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 (以下、省略)</p>																								
4-2-11	<p><b>第 4 節 成果品</b></p> <p><b>第 2120 条 成果品</b></p> <p>1. 環境影響評価 受注者は、表 2.1.1 に示す成果品を作成し、第 13 条成果品の提出に従い、納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 2.1.1 成果品一覧表</b></p> <table border="1" data-bbox="483 1157 1415 1352"> <thead> <tr> <th>成果品項目</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境影響評価報告書一式</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>方法書 (案)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準備書 (案)</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>評価書 (案)</td> <td>※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。 ※2 要約書 (案) を含むものとする。 (以下、省略)</p>	成果品項目	摘 要	環境影響評価報告書一式	※1	方法書 (案)		準備書 (案)	※2	評価書 (案)	※2	<p><b>第 4 節 成果品</b></p> <p><b>第 2121 条 成果品</b></p> <p>1. 環境影響評価 受注者は、表 2.1.1 に示す成果品を作成し、第 13 条成果品の提出に従い、納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 2.1.1 成果品一覧表</b></p> <table border="1" data-bbox="1662 1157 2594 1430"> <thead> <tr> <th>成果品項目</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画段階配慮書 (案)</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>環境影響評価報告書一式</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>方法書 (案)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準備書 (案)</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>評価書 (案)</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>評価書の補正等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。 ※2 要約書 (案) を含むものとする。 (以下、省略)</p>	成果品項目	摘 要	計画段階配慮書 (案)	※2	環境影響評価報告書一式	※1	方法書 (案)		準備書 (案)	※2	評価書 (案)	※2	評価書の補正等	
成果品項目	摘 要																									
環境影響評価報告書一式	※1																									
方法書 (案)																										
準備書 (案)	※2																									
評価書 (案)	※2																									
成果品項目	摘 要																									
計画段階配慮書 (案)	※2																									
環境影響評価報告書一式	※1																									
方法書 (案)																										
準備書 (案)	※2																									
評価書 (案)	※2																									
評価書の補正等																										
4-2-54	<p><b>第 3 節 樋門設計</b></p> <p><b>第 2306 条 樋門予備設計</b></p> <p>1. 業務目的 樋門予備設計は、計画地点の河川状況、地形、地質、流量等から樋門の設置位置、断面形状、構造形式、基礎形式等について比較検討を行い、最適な樋門の形式を選定することを目的とする。</p>	<p><b>第 3 節 樋門設計</b></p> <p><b>第 2306 条 樋門予備設計</b></p> <p>1. 業務目的 樋門予備設計は、計画地点の河川状況、地形、地質、流量等から樋門の設置位置、断面形状、構造形式、基礎形式等について比較検討を行い、最適な樋門の形式を選定することを目的とする。</p>																								

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
4-2-56	<p>2. 業務内容 (追加) (1) 設計計画～(10) 報告書作成 (省略) 3. 貸与資料 (省略)</p> <p><b>第 2307 条 樋門詳細設計</b></p> <p>1. 業務目的 樋門詳細設計は、予備設計によって選定された樋門形式及び設計図書に示された樋門形式に対して詳細な設計を行い、工事実施に必要な資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (追加) (1) 設計計画～(12) 報告書作成 (省略) 3. 貸与資料 (省略) (以下、省略)</p>	<p>2. 業務内容 樋門予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、函渠縦断方向の耐震設計（レベル2）、地震時保有水平耐力法を用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。</p> <p>(1) 設計計画～(10) 報告書作成 (省略) 3. 貸与資料 (省略)</p> <p><b>第 2307 条 樋門詳細設計</b></p> <p>1. 業務目的 樋門詳細設計は、予備設計によって選定された樋門形式及び設計図書に示された樋門形式に対して詳細な設計を行い、工事実施に必要な資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 樋門詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、函渠縦断方向の耐震設計（レベル2）、地震時保有水平耐力法を用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。</p> <p>(1) 設計計画～(12) 報告書作成 (省略) 3. 貸与資料 (省略) (以下、省略)</p>
4-2-78	<p><b>第 7 節 排水機場設計</b></p> <p><b>第 2318 条 排水機場予備設計</b></p> <p>1. 業務目的 排水機場予備設計は、計画地点の水理検討によって決定されたポンプ排水容量に基づき、河川状況、地形、地質、流量等から排水機場の位置、ポンプ型式、ポンプ台数、基礎形式等について比較検討を行い、排水機場の形式を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (追記) (1) 設計計画～(12) 報告書作成 (省略) 3. 貸与資料 (省略)</p>	<p><b>第 7 節 排水機場設計</b></p> <p><b>第 2318 条 排水機場予備設計</b></p> <p>1. 業務目的 排水機場予備設計は、計画地点の水理検討によって決定されたポンプ排水容量に基づき、河川状況、地形、地質、流量等から排水機場の位置、ポンプ型式、ポンプ台数、基礎形式等について比較検討を行い、排水機場の形式を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 排水機場予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や有限要素法を用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。</p> <p>(1) 設計計画～(12) 報告書作成 (省略) 3. 貸与資料 (省略)</p>
4-2-80	<p><b>第 2319 条 排水機場詳細設計</b></p> <p>1. 業務目的 排水機場詳細設計は、予備設計によって選定された排水機場形式に対して詳細な設計を行い、経済的かつ合理的な工事実施に必要な資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (追記) (1) 設計計画～(14) 報告書作成 (省略) (以下、省略)</p>	<p><b>第 2319 条 排水機場詳細設計</b></p> <p>1. 業務目的 排水機場詳細設計は、予備設計によって選定された排水機場形式に対して詳細な設計を行い、経済的かつ合理的な工事実施に必要な資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 排水機場詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や有限要素法を用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。</p> <p>(1) 設計計画～(14) 報告書作成 (省略) (以下、省略)</p>